

国立大学における学校学生生徒旅客運賃割引証の 発行枚数の制限の撤廃について —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、北海道内の国公立大学（39 大学）における学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の発行状況等について実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：曾根^{そね} 理之^{まさゆき} 弁護士）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、4 国立大学法人（北海道大学、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）に対して、改善に向けたあっせんを行いました。

また、北海道内の 6 公立大学及び 26 私立大学に対し、業務の参考としていただくよう、連絡を行いました。

【行政相談の要旨】

私が在学している大学では、学割証について一人当たりの年間発行枚数を 10 枚までと制限している。私は、枚数制限があることを知らずに使用していたため、既に 8 枚使用しており、今後の大学生活に影響が出てしまうことを憂慮している。総務省の行政相談には、発行枚数が制限されて困っているとの相談が寄せられ、枚数制限の撤廃等の解決が図られているとの情報を得たため、制限の撤廃等、改善が図られるようにしてほしい。

制度の概要

- 学割証は、各旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）が指定する学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園のほか、JR から

指定を受けた学校。以下「指定学校」という。)の学生や生徒を対象として、修学に伴う経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施

⇒ 北海道内では、4年制大学の40大学(7国立大学、6公立大学、27私立大学(うち1校は通信制大学))が指定学校として登録

- 学割証をJRの窓口で提出すると、片道の営業キロが100kmを超える区間の普通乗車券が2割引で購入可能
- 学割証の配付は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が定める「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」に基づき実施されており、その使用目的の範囲は、帰省や実験実習、試験などの正課の教育活動等に限定
- 機構は、各指定学校に対し、毎年10月31日までに、当該年度の使用状況及び翌年度(5月1日から翌年4月30日まで)の使用見込みの報告を依頼
報告結果の連絡を受けたJRは、機構を通じて指定学校に対し、学割証を配布
- 機構は、ホームページに掲載する「学割証の取扱いに関するQ&A」において『1人10枚まで』等の枚数制限はありません』と記載しており、従来から一人当たりの年間発行枚数に制限を設けていない。

当局の調査結果

本件申出を踏まえ、北海道内で指定学校となっている7国立大学(北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学及び旭川医科大学)における学割証の一人当たりの年間発行枚数の制限状況及び発行枚数に関する周知状況を実地調査

なお、6公立大学及び26私立大学(4年制大学)における学割証の発行状況の実態を把握

- 国立大学における学割証の発行状況等
 - ・ 7国立大学における発行状況を見ると、3国立大学において一人当たりの年間発行枚数を制限(それぞれ10枚まで又は20枚まで)
⇒ 10枚までの制限を設けていた2国立大学(北海道大学及び北海道教育大学)は、当局調査を契機として、それぞれ令和元年10月1日、9月3日に制限を撤廃

- ・ 制限を設けている理由は、それぞれ①明確な根拠は不明、②一人当たり年間 10 枚までの制限があると誤認と回答
 - ・ 制限を撤廃した場合、特に支障はないとする意見がある一方、証明書発行機の操作ミスによる大量発行や紙詰まりが増えるなど、大学職員の事務的負担の増加を懸念する意見もあり
 - ・ 制限を設けていないにもかかわらず、学生生活の手引き等やホームページにおいて、制限を設けていると誤って記載されている国立大学あり
⇒ 当局調査を契機として制限を撤廃して、以下の対応を行った例あり
 - ① 年間発行枚数の制限を設けていた 2 国立大学は、制限を撤廃するとともに、証明書発行機に年間発行枚数の制限を設けていない旨を表示
 - ② 制限を設けていないにもかかわらず、学生生活の手引き等に制限を設けていると誤って記載していた 2 国立大学は、証明書発行機に年間発行枚数の制限を設けていない旨を表示
- 公立大学及び私立大学における学割証の発行状況
- ・ 6 公立大学及び 26 私立大学における発行状況をみると、8 大学（2 公立大学及び 6 私立大学）において一人当たりの年間発行枚数を 10 枚までに制限。このうち、4 大学（2 公立大学及び 2 私立大学）においては、学生から相談があれば追加発行は可能としているが、残りの 4 大学（私立大学）においては、学生から相談があっても追加発行はできないと認識
 - ・ 制限を設けている理由は、それぞれ①明確な根拠は不明、②一人当たり年間 10 枚までの制限があると誤認、③必要以上の発行を防止するためと回答
 - ・ 制限を撤廃した場合、特に支障はないとする意見がある一方、誤って大量発行してしまった場合の用紙不足や不正利用を懸念
- 機構の対応
- ・ 令和元年 9 月 30 日付け発出文書『令和元年度学校学生生徒旅客運賃割引証の使用に関する調書』等の送付について」において、「学生から、学割証の発行枚数について問合せが寄せられたことを契機として、従来からの取扱い（枚数制限を設けていないこと）がより一層明確となるよう、同封の『学割証の取扱いに関する Q&A』を改正しましたのでご確認ください。」と明記し、制限を設けていないことを改めて周知するとともに

に、ホームページにおいても当該 Q&A を掲載

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 機構が、一人当たりの年間発行枚数に制限を設けていないのであれば、制限は撤廃すべきではないか。
- ② 機構が一人当たりの年間発行枚数に制限を設けていると誤認している大学が複数あるため、機構は、各指定学校に対して、制限がないことについて周知の徹底を図るよう促すべきではないか。
- ③ 学生生活の手引き等やホームページにおいて誤った記載があるため、これらの内容を修正するとともに、学生が誤認しないよう、分かりやすい周知を行うよう促すべきではないか。
- ④ 公立大学及び私立大学においても、一人当たりの年間発行枚数に制限を設けている状況等がみられるため、制限の撤廃等を図るよう参考連絡すべきではないか。



国立大学法人に対するあっせん要旨

- ① 学割証について一人当たりの年間発行枚数の制限を撤廃すること（帯広畜産大学）
- ② 学生生活の手引き等やホームページにおいて一人当たりの年間発行枚数に制限を設けている旨の記載がある場合は、これらの内容を修正すること（北海道大学、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）
- ③ 一人当たりの年間発行枚数に制限があると学生が誤認しないよう、証明書発行機や発行窓口等に制限を設けていない旨の表示を行うなど、周知の徹底を図ること（帯広畜産大学）

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、あっせんにあたって判断が難しい問題や地域の重要な問題の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

- 座 長 曾根理之（弁護士）
中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）
原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）
宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授）
西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所所長）
星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）



行政相談マスコット
キクーン

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 九野^く_の
電 話：0 1 1 - 7 0 9 - 1 8 0 3（直通）
F A X：0 1 1 - 7 0 9 - 1 8 4 2
E-mail：hkd32@soumu.go.jp

※ 本資料は、北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/sodan.html>